

令和7年2月14日

小野薬品健康保険組合

理事長 鈴木 宏隆



公 告（令和6－11号）

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定により、当組合が規約をもって定める令和7年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、下記のとおりとなりましたので公告します。

記

上限標準報酬月額 650,000円

（注）任意継続被保険者の保険料算定にかかわる標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額、上限標準報酬月額（前年9月30日における当組合の全被保険者の平均標準報酬月額）のうち低い額が適用されます。

令和6年4月の報酬制度改定（月額と賞与のバランス見直し）により、報酬月額が上がっています。

なお、令和6年度の上限標準報酬月額は、530,000円でした。

以 上